事務連絡

令和3年（2021年）４月13日

指定障害児通所支援事業者　各位

八王子市福祉部障害者福祉課

障害児通所支援等に係る個別サポート加算（Ⅰ）の取扱いについて（通知）

　障害福祉行政の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

　標記の件につきまして、令和３年４月以降の通所給付決定にあたり、厚生労働省より「個別サポート加算（Ⅰ）」に係る具体的な調査方法等が示されました。

　つきましては、児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける「個別サポート加算（Ⅰ）」の支給決定について、本市での取扱いについてお知らせいたします。厚生労働省通知も参考に御確認ください。

　本件について、御不明点等ございましたら、下記問合せまで御連絡願います。

記

1 送付書類

1. 障害児通所支援等に係る令和３年度報酬改定に伴う事務（その２）
2. 令和３年3月29日付厚生労働省事務連絡

　　　　 「令和3年4月以降の5領域11項目の調査等に係る調査方法等について」

（３）　【八王子市】乳幼児等サポート調査票

（4）　【八王子市】就学児サポート調査票

２　備考

「個別サポート支援加算（Ⅰ）」の取扱いについては、令和３年（２０２１年）３月23日付通知「障害児通所支援等に係る令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う対応について（通知）」において、案をお示ししたところですが、今般の通知により確定版としてお知らせします。

〈問合せ〉

〒192-8501

八王子市元本郷町三丁目24番１号

八王子市　福祉部　障害者福祉課　援護担当

電話番号　042-620-7367

Mail b440600@city.hachioji.tokyo.jp

障害児通所支援等に係る令和３年度報酬改定に伴う事務（その２）

**個別サポート加算（Ⅰ）の決定**

（※対象サービス　児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス）

**（１）改正の内容**

ケアニーズが高い障害児への支援を充実させる観点から、児童発達支援及び医療型児童発達支援は「乳幼児等サポート調査」、放課後等デイサービスは「就学児サポート調査」を実施し、一定の要件に該当する場合は、「個別サポート加算（Ⅰ）」の支給決定を行い、当該障害児を受け入れたことを評価する。

**（２）「個別サポート加算（Ⅰ）」の支給決定に係る具体的な手続き（本市の取扱い）**

1. 児童発達支援、医療型児童発達支援

現時点で児童発達支援、医療型児童発達支援の支給を受けている障害児については、サービスの更新時に市が保護者等に調査を行い、支給決定を行う。

ただし、保護者や事業所からの求めに応じて、更新時より前に支給申請を行うことも可能である。個別に申請を行う場合、下記のとおり取扱う。

**【個別に申請する場合の手続き】**

（これまでに児童発達支援・医療型児童発達支援の支給決定を受けており、個別サポート加算の支給申請のみする場合）

（ⅰ）保護者又は事業者（保護者の同意が前提）が市に「個別サポート加算（Ⅰ）」の支給申請を行う。事業所が申請する場合は、保護者に当該加算の内容の説明を行い、理解を得たうえで市に申請をすること。

（ⅱ）保護者又は事業所は市からの指示に基づき、「【八王子市】乳幼児等サポート調査票」を作成し、市に提出する。

（ⅲ）市は調査内容を審査し、必要に応じ保護者や事業所等に聞き取りを行った上で、支

給決定を行い、受給者証を発行する。

（ⅳ）適用期間については、下記のとおりとする。

　　　・令和３年４月中の受付→令和３年４月１日からの適用

　　　　（例：令和３年４月２０日受付→令和３年４月１日からの適用）

・令和３年５月以降の受付→受付日の翌月１日からの適用

（例：令和３年５月１日受付→令和３年６月１日から適用）

【留意事項】

※作成にあたっては、保護者が作成することを基本とするが、事業所が作成することも可とする。ただし、その場合は、作成した内容について保護者の確認及び同意を必ず得ることを前提とし、「【八王子市】乳幼児等サポート調査票」の署名欄に保護者の署名をもらうこと。

　※事業所が「個別サポート加算（Ⅰ）」の支給申請を行う際は、保護者に他の事業所の利用状況を確認すること。複数の事業所を利用している場合は、保護者・事業所間で調整の上、一つの事業所より申請するよう御協力願いたい。

　※市はこれまでに実施した５領域１１項目の調査等をもとに「【八王子市】乳幼児等サポート調査票」を確認し、支給決定を行う。必要に応じ、保護者又は事業所等に問合せを行う場合がある。

1. 放課後等デイサービスに係る手続き

現時点で放課後等デイサービス（非重心）の給付を受けている障害児のうち、旧来の指標該当調査により区分１（指標該当）と決定された障害児については、「個別サポート加算（Ⅰ）」の対象児童とみなす。この取扱いに関し、受給者証の再発行は行わず、サービスの更新までの間、指標該当調査による「区分１」を「個別サポート加算（Ⅰ）」として読み替えることとする。

また、当該加算については、サービスの更新時に市が保護者等に調査を行い、支給決定を行う。ただし、現在、放課後等デイサービス（非重心）において、旧来の指標該当調査により区分２（指標非該当）と決定された障害児について、「個別サポート加算（Ⅰ）」の対象となることが見込まれる場合には、随時、保護者又は事業所からの求めに応じて、手続きを行うことも可能である。個別に申請を行う場合、下記のとおり取扱う。

**【個別に申請する場合の手続】**

（これまでに放課後等デイサービスの支給決定を受けており、個別サポート加算の支給申請のみする場合）

（ⅰ）保護者又は事業者（保護者の同意が前提）が市に「個別サポート加算（Ⅰ）」の支給申請を行う。事業所が申請する場合は、保護者に当該加算の内容の説明を行い、理解を得たうえで市に申請をすること。

（ⅱ）保護者又は事業所は市からの指示に基づき、「【八王子市】就学児サポート調査票」を作成し、市に提出する。

（ⅲ）市は調査内容を審査し、必要に応じ保護者や事業所等に聞き取りを行った上で、支給決定を行い、受給者証を発行する。

（ⅳ）適用期間については、下記のとおりとする。

　　　・令和３年４月中の受付→令和３年４月１日からの適用

　（例：令和3年4月20日受付→令和3年4月1日からの適用）

・令和３年５月以降の受付→受付日の翌月１日からの適用

　（例：令和3年5月1日受付→令和3年6月1日から適用）

【留意事項】

※作成にあたっては、保護者が作成することを基本とするが、事業所が作成することも可とする。ただし、その場合は、作成した内容について保護者の確認及び同意を必ず得ることを前提とし、「【八王子市】就学児サポート調査票」の署名欄に保護者の署名をもらうこと。

　※事業所が「個別サポート加算（Ⅰ）」の支給申請を行う際は、保護者に他の事業所の利用状況を確認すること。複数の事業所を利用している場合は、保護者・事業所間で調整の上、一つの事業所より申請するよう御協力願いたい。

※市はこれまでに実施した指標該当調査等をもとに提出された「【八王子市】就学児サポート調査票」を確認し、支給決定を行う。また、必要に応じ、保護者又は事業所等に問合せを行う場合がある。

**（３）その他**

　　これまでにサービス（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス）の利用がなく、新規で申請を行う場合は下記の通り取扱う。

（ⅰ）保護者から市にサービスの申請と併せて「個別サポート加算（Ⅰ）」の支給申請を行う。

（ⅱ）市は保護者に「【八王子市】乳幼児等サポート調査票」又は「【八王子市】就学児サポート調査票」を実施し、調査内容をもとに支給決定を行い、受給者証を発行する。

（ⅲ）適用期間については、サービスの支給決定日からとする。

（４）備考

　重症心身障害児が重心型児童発達支援事業所又は重心型放課後等デイサービス事業所を利用した場合は、「個別サポート加算（Ⅰ）」の算定対象にはならない。

　　 但し、重症心身障害児が児童発達支援事業所（非重心）又は放課後等デイサービス事業所（非重心）を利用した場合は、「個別サポート加算（Ⅰ）」の算定対象となる。